国会　第十三回　労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件　両院協議会会議録第二号

昭和二十七年七月三十日(水曜日)午前十時四十八分開会

出席委員

衆議院側

副議長　西村　久之君
鈴木　正文君
島田　末信君
船越　弘君
天野　公義君
小金　義照君
柳澤　義男君
福永　健司君

参議院側

議長　一松　政二君
副議長　波多野林一君
白波瀬米吉君
山田　佐一君
小林　政夫君
山川　良一君
菊川　孝夫君
中村　正雄君
境野　清雄君
堀木　鎌三君

委員外出席者

衆議院事務局側
参事(委員部長)　鈴木　隆夫君
衆議院法制局側
法制局長　入江　俊郎君
参事(第二部長)　鮫島　眞男君
参議院事務局側
参事(委員部長)　宮坂　完孝君
参議院法制局側
法制局長　奥野　健一君

本日の会議に付した事件

○労働関係調整法等の一部を改正する法律案

○地方公営企業労働関係法案

会議

○議長(一松政二君)　これより労働関係調整法等の一部を改正する法律案ほか一件の両院協議会を開会いたします。

国会法第九十条によりまして本日は私が議長を勤めることに相成りました。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日は、各議院の側からそれぞれ御説明並びに御意見が述べられて、長時間に亘り御協議と御懇談がございました。本日は、先ず昨日の協議会の懇談中、御提示になりました衆議院側の案に一部字句の修正を加えたものを本協議会の協議案として議事を進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一松政二君)　異議ないと認めます。それでは協議案につきまして、御意見のあるかたは、昨日の決定通り簡単に結論をお述べ願いたいと思います。

○中村正雄君　参議院を代表いたしまして意見を申上げます。衆議院から最後に出されました案につきまして、参議院といたしましていろ〳〵協議いたしました結果、全員の一致に至らなかつたということを御報告いたしておきます。

○議長(一松政二君)　他に御発言はございませんか……。御発言もないようでございまするから、先ず労働関係調整法等の一部を改正する法律案と地方公営企業労働関係法案の両案についての協議案を一括して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一松政二君)　異議ないと認めます。朗読を省略いたしまして、右両案を一括して採決いたします。協議案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(一松政二君)　賛成十二名でございまして、出席協議委員の三分の二以上に達しました。よつて本協議案は両院協議会の成案となりました。

なお成案の案文整理等につきましては、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一松政二君)　異議ないと認めます。

これを以て両院協議会の任務は終了いたしましたので、散会いたします。

午前十時五十四分散会

賛成者及び氏名　十二名

西村　久之君　鈴木　正文君
島田　末信君　船越　弘君
天野　公義君　小金　義照君
柳澤　義男君　福永　健司君
白波瀬米吉君　山田　佐一君
山川　良一君　境野　清雄君

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

第一条　労働関係調整法の一部を次のように改正する。

一　国家公務員法第三条第三項から第五項までで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条第一項後段及び同条第二項、第二十九条から第三十二条まで、第六十三条から第七十一条まで、第七十三条、第七十五条第二項、第七十七条、第八十四条第二項、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条(第一項及び第四項を除く。)、第百条第四項、第百一条第三項、第百六条並びに附則第十六条の規定の参議院議決案第三十五条の二第二項中「同意を得なければならない。」を「意見を聞かなければならない。」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

同参議院議決案第三十五条の三第一項中「第五項」を「第三項」に改める。

第二条公共企業体労働関係法の改正規定の参議院議決案第十六条に関する部分を次のように改める。

第十六条第一項中「公共企業体等」を「公共企業体」に改め、同条第二項中「十日以内に、」の下に「事由を附し」を加える。

同第四十条第一項を次のように改め、同条第二項から第四項までは衆議院議決の通りとする。

左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員(第四条第一項但書に規定する者を除く。)については、適用しない。

一　国家公務員法第三条第三項から第五項までで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条第一項後段及び同条第二項、第二十九条から第三十二条まで、第六十三条から第七十一条まで、第七十三条、第七十五条第二項、第七十七条、第八十四条第二項、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条(第一項及び第四項を除く。)、第百条第四項、第百一条第三項、第百六条並びに附則第十六条の規定

二　国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)附則第三条の規定

三　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定

五　国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の規定

六　国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)の規定

その他は、参議院議決の通りとする。

地方公営企業労働関係法案両院協議会成案

参議院議決案第十条第二項中「十日以内に、」の下に「事由を附し」を加え、同条第四項を削る。

第十一条は、衆議院議決の通りとする。

その他は、参議院議決の通りとする。

昭和二十七年九月二十六日印刷
昭和二十七年九月二十七日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局